

第4回阿蘇市議会会議録

- 1.平成28年12月2日 午前10時00分 招集
- 2.平成28年12月14日 午前10時00分 開議
- 3.平成28年12月14日 午後11時14分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	吉良玲二
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	市原巧
総務課長	高木洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	阿部節生
財政課長	宮崎隆	教育課長	日田勝也
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	人権啓発課長	下村裕二
市民課長	岩下まゆみ	水道課長	浅久野浩輝
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文	農業委員会事務局長	田口求

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
書記	佐藤由美		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第94号 阿蘇市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- ② 議案第99号 平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第104号 平成28年度阿蘇市宮地財産区特別会計補正予算について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第97号 阿蘇市体育館等条例の一部改正について
- ② 議案第98号 阿蘇市文化財保護条例の一部改正について
- ③ 議案第99号 平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第101号 平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第102号 平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第103号 平成28年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第106号 平成28年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑧ 議案第108号 平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第95号 阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について
- ② 議案第96号 阿蘇市ユースホステル条例の廃止について
- ③ 議案第99号 平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第100号 平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第105号 平成28年度阿蘇市水道事業会計補正予算について
- ⑥ 議案第107号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑦ 陳情第1号 農地等災害復旧に対する自己負担軽減等について
- ⑧ 議案第108号 平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について

日程第2 発委第3号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。
ただ今の出席議員は20名であります。

従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

本日、午前9時30分より議会運営委員会を開催いたしました。その経過と結果についてご報告をいたします。

まず一般質問の取り扱いにつきまして、12月12日1日間で行うことと決定をいたしました。

議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、委員会発議により追加議案の提出がありましたので、これから行われます各常任委員長報告の採決のあと、議題とすることに決定をいたしました。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今議会運営委員長の報告のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定をいたしました。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第94号 阿蘇市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- ② 議案第99号 平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第104号 平成28年度阿蘇市宮地財産区特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第94号「阿蘇市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」他2件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、湯浅正司君。

○総務常任委員長（湯浅正司君） おはようございます。

今期、第4回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案3件であります。12月6日午前10時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果の主なも

のについて、ご報告いたします。

最初に、議案第 94 号「阿蘇市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」であります。

本案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたため、本条例の一部を改正することから、特に質疑・意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 99 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります、その主なものを申し上げます。

財政課の予算について、委員より「財政調整基金の残高について、新聞報道では、7,000 万円ということが出ていたが、当初予算で計上されていた金額と違うのは、どういうことなのか。また、私自身、こういった災害時での基金の取り崩しはやむを得ないと考える。財政課長の説明の中でもあったように、95%の交付税措置があるということならば、そちらを利用し、なるべく起債に頼らないで財政運営を進めていくべきでは。」との質疑があり、財政課長より「財政調整基金の残高について、新聞では 7,000 万円というふうに出ておりましたが、予算の編成におきましては、各自治体で方針や組み方が若干違ってくるとも考えます。本市の場合は、特別交付税や、国・県の補助金等で、確実に入ってくるとわかっている部分については予算計上しますが、歳入金額の未確定分については、なかなか計上しづらいものがあります。当初から予算に上げていて、実際、3月の時点で交付されなかったり、減額されたりした場合は、歳入欠陥となってしまいますので、その間、財政調整基金を充当している関係上、どうしても年度途中での基金残高の数字は少額となってしまいます。ただし、あくまでも予算計上する上での数字だけで、実際は、現時点で基金の取り崩しは行っておりません。最終的に、基金を取り崩さなくて済むことが一番ではあります。歳入欠陥という形を生じさせないために、このような予算編成方針をとらせていただいております。」との答弁がありました。

また、委員より「特別交付税が、当初よりも 12 億円近く減っているが、その理由は。」との質疑があり、財政課長より「先般、制度の変更があり、災害ごみの非常に多い県内 21 市町村について、特別交付税ではなく、災害対策債という起債に変わりました。こちらも 95%の交付税措置があります。特別交付税のときは市町村の持ち出しが 10%ありましたが、今回の制度では 0.3%から 2.5%の間の負担となっております。東日本大震災まではいきませんが、阪神淡路大震災よりも財政措置が良くなっております。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 104 号「平成 28 年度阿蘇市宮地財産区特別会計補正予算について」審査を行いました。

本案は質疑・意見もなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、委員より、防災の関連として「国道 57 号代替道路、県道 339 号途中に設置されている 4 基のトイレについてだが、国道 57 号の復旧が完了するまでの間は、渋滞は避けられないため、これらのトイレは必要不可欠なものである。ところが、そのトイレの清掃に関して、

明快な方針が未だ立っていない。聞くところによると、本市の特定の職員が応急的に清掃をしているということだが、これが長期化していることから、もっとみんなで協力して何らかの形をとるべきだと考える。好意的にしているとしても、復旧まであと数年はかかるであろう長い期間を、特定の職員だけにさせるのはいかなものか。この県道は国道の代替でもあることから、国や県とも協力して、ある程度のルールづくりをするなど、みんなで利用しやすいトイレにしていけるよう検討をお願いしたい。」との意見がありました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることに決定いたしましたことをご報告申し上げます。

委員長報告を終わりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

質疑はありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） お尋ねします。

2 ページの最後に委員よりという下りが書いてありますが、これは委員会のおきにその他の事項で行ったのでしょうか。何か議題に沿ってこういった話に流れていったものでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（湯浅正司君） これは、議事の中でありました。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 関連議題が何で、その流れで議事の中で出たということですかね。関連議題は何だったか、教えてください。

○議長（藏原博敏君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（湯浅正司君） 関連議題ですか。最後のトイレの件は議題の中の関連として出たものです。

○議長（藏原博敏君） 議会事務局長。

○議会事務局長（石寄寛二君） お疲れです。

その他の防災関係で出ました案件です。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第99号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第99号を除くほかの案件について採

決をいたします。

まず、議案第 94 号「阿蘇市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 94 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 104 号「平成 28 年度阿蘇市宮地財産区特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 104 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 104 号は委員長の報告のとおり可決されました。

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 97 号 阿蘇市体育館等条例の一部改正について
- ② 議案第 98 号 阿蘇市文化財保護条例の一部改正について
- ③ 議案第 99 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第 101 号 平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 102 号 平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第 103 号 平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第 106 号 平成 28 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑧ 議案第 108 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 続きまして、文教厚生常任委員会に付託をいたしました議案第 97 号「阿蘇市体育館等条例の一部改正について」ほか 7 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、古澤國義君。

○文教厚生常任委員長（古澤國義君） 文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

今期、第 4 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 8 件であります。12 月 7 日午前 10 時から委員会を開催しましたので、審議の経過と結果の主なものについて、ご報告いたします。

最初に、議案第 97 号「阿蘇市体育館等条例の一部改正について」であります。

委員より「今まで関係者を寄せて説明をしてきたとのことであるが、その方たちは納得されているのか、新しく建ててほしいなどの要望はなかったのか。」という質疑があり、教育部

長より「5月に剣道・柔道で利用される方を中心に、地域の区長、老人会、その他の関係者に集まっただき説明を行いました。地震による解体はやむを得ないということでの了解を得たところです。ただ、説明会の中では、建て替えをという話はあっております。今回の災害は、原形復旧が基本であり、老朽化が著しいことから判定としては、災害の対象にはなりえなかったため解体をやむを得ず行ったところです。建て替えについては、今の状況ではできないことでの了解は得ております。代替えとして、一の宮中学校の武道場、阿蘇では、阿蘇体育館横の武道場の利用でご理解をいただいております。」という答弁がありました。

また、別の委員より「武道場の土地の所有はどこになっているのか。」との質疑に教育部長より「旧武道場の部分と、武道場の前は阿蘇市の土地です。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、議案第97号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第98号「阿蘇市文化財保護条例の一部改正について」であります。

委員より「国、県、市の指定ということで、現在阿蘇市において指定の数はどのくらいあるのか。」との質疑に対し、係長より「旧町村の指定をそのまま引き継ぎ、指定解除などの措置は行っておらず、現在150ぐらい指定があると思います。その中でも天然記念物として樹木が30件程度で一番多いというのが特徴であり、阿蘇神社、西巖殿寺という二つの阿蘇市の生き証人と言われるようなお寺、神社があります。そこに保有している物件が数多くあり、他市町村に比べて若干数的には多いかなと思います。」との説明がありました。

このような審議を経た結果、議案第98号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第99号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、教育課の予算であります。

委員より「農村公園あびかの陸上競技場の工事費は、大きい金額であるが説明を。また、国庫補助金の残り、市の負担はどの程度になるのか。」という質疑があり、教育部長・教育課長より「陸上競技場の400m、8コース全部を行います。災害の国庫補助は3分の2であり、残りの3分の1は災害の起債の借り受けができ、市の持ち出しは全体額の5%から10%で、一般財源は2,000万円ほどを予定しております。起債は交付税充当があり、あとで算入されます。年明けに災害査定を受ける予定ですが、全天候型の災害復旧については、前例がないため、どの程度が対象になるか、今後文科省あたりと協議をしながら査定を受け、少しでも対象にしていきたいと思っております。」という答弁がありました。

また別の委員より「阿蘇西小学校は、以前体育館の建設では文化財の調査、発掘があり工事が進まず遅れた経緯があったが、今後の災害復旧工事では文化財の問題などは大丈夫なのか。」との質疑に教育部長より「今回建築予定の場所、建て替えを行う場所については、試掘調査を行いました。埋蔵文化財は出てこなかったため、支障はないと思われれます。」との答弁がありました。

次に、福祉課の予算であります。

委員より「要援護者に対する、降灰除去支援事業の200万円について、基準などの説明を。」

との質疑に対し、福祉課長より「1世帯当たりの業者の委託を4万円と見込み、その半額の2万円を助成するように考えております。前回、上限を1万円とし半分を助成しましたが、1件しか申請がなく非常に使いづらい制度であったため、今回は2万円までを助成します。2万円を超えた部分について自己負担とし、例えば1万5,000円であれば1万5,000円を助成し、3万円であれば2万円の助成に自己負担が1万円となります。対象者は、高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯、一人親のみの世帯を考えております。」との説明がありました。

また、別の委員より「熊本市から児童入所施設措置費で返還金とあり、平成22年から26年度ということであるが、誤りの理由はどのようなことなのか。」との質疑に、福祉課長より「DV等により、やむなく一時的な入所を強いられるような母子家庭が入所する施設については、支援員や事務員などの経験年数に基づいて、熊本市が算定し、基準に基づいて施設が請求を行います。算定について経験年数が何年だとか、その検証をする場所がなく、通知により払うこととなります。今回、監査等があり熊本市のほうで誤りを見つけたため、遡及できる5年分にさかのぼり返還を行うことから、今回予算計上したものです。」との答弁がありました。

また、別の委員から「民生費、負担金で29万6,000円、手話奉仕員の育成事業費で減額になっているが、どのような事情があったのか、また、年金生活者等支援臨時福祉金についても減額となっているが、申請状況の説明と周知徹底はされたのか。」との質疑に対し、係長から「手話奉仕育成事業については、地震の影響で事業が数カ月しかできなかったために減額を行いました。また、年金生活者等支援事業に関しては、受け付けも終わり、3,796名の3万円で1億1,388万円支給をしています。その余剰金が出たことで、今回減額しております。また、支給の周知については広報や該当者に通知を行い、申請していない人には再度通知を行うなど、申請を促すことを行いました。」との答弁がありました。

次に、市民課の予算であります。

委員より、「菊池市に払う環境保全協力金については、業者から1t当たり1,000円を取るのが。それとも別枠で菊池市に払うことになるのか。」との質疑に対して、市民課長から「阿蘇市が菊池市に支払うもので、業者の計量伝票により阿蘇市が持ち込んだ量に対し、1t当たり1,000円をかけた分を菊池市から請求があり、菊池市に支払うものです。周辺の道路環境や環境整備、埋め立ての完了までに二、三十年の長い期間を要し、最終処分場を持っている自治体の負担を軽減する目的です。」との答弁がありました。

また、別の委員から「公費解体は、り災証明を受けているところだけの解体になるのか。また、り災証明発行は数カ月がたつが、今後り災証明が発生することはあるのか。」との質疑に対し地震災害対策班長から「基本的にはり災証明が発行された方で解体を行っております。り災証明の発行は、13カ月ですので、来年5月までは出ることになります。その期間にもし解体申請があれば対応しなければなりません。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第101号「平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「高額医療費共同事業拠出金については、何か基準などがあるのか。」との質疑に、係長から「高額医療費共同事業拠出金は、県内の市町村が参加し、1件当たり80万円以上のレセプトが高額医療費となり、その支出に対して市町村が拠出金を出し、高額医療費の割合が高い市町村へ手厚く交付金として分担する事業になります。突然医療費が高くなったときや、小さい町村などでは対応できないこともあるために実施しています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「現在、国保財政の基金の残高は幾らあるのか。」との質疑に、係長から「現在、42万円です。平成26年度に基金をすべて取り崩し、27年度に税率改正を行っております。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、議案第101号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第102号「平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「高齢者実態把握調査委託料については組み替えたとの説明だが、何か理由があったのか。」との質疑に、ほけん課長から「当初計上は、総務費の計画推進委員会費でしたが、今回、地域支援事業費で、組み替えをしております。これは、平成30年度にスタートする第7期の介護保険事業計画を策定するために、本年度で高齢者の方々のニーズ調査を実施するものです。組み替えの理由は、一般会計繰入金での事業実施としていたものを、交付金対象としたものです。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、議案第102号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第103号「平成28年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。

審議を経た結果、議案第103号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第106号「平成28年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」であります。

委員より「冬季の通勤困難医療従事者の宿泊料では72万6,000円が計上されているが、十分なのか。」との質疑に、医療センター事務局長から「事業の概要がつかみづらいところもありますが、72万6,000円の根拠は、1泊ビジネスホテルクラスで約5,000円程度とし、対象職員は17名になります。昨年、今の迂回路では閉鎖された日数が18日間あり、18日の約半分を見込んでいます。今後、執行するにあたり過不足が生じれば、補正等で対応させていただきたいと思います。」との答弁がありました。

また、別の委員から「空調・衛生設備保守点検業務委託については、補正で計上されているが、当初は必要なかったのか。また、保証期間はあるのか。」との質疑に対し、医療センター事務局長から「無償保守期間が年度内に切れることは予定していましたが、できる限り価格交渉を行い引き下げたいということや、当初予算時点では金額がつかめなかったところもあり今回の補正での計上となりました。保証期間については、2年間となっております。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、議案第 106 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 108 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

福祉課の予算であります。

委員より「地震関連死については 16 名の申請のようだが、この期限はいつまでなのか。今後追加されることがあるのか。」との質疑に対し、福祉課長より「現時点では明確な答えが出ていなく、もともとの認定基準は、概ね 6 カ月以内となっておりますが、総務課と要協議を行い周知を図った上で期限の設定等は考えていきたいと思っています。」との説明がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることを決定しましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終了しました。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑がありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 99 号及び議案第 108 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 99 号及び議案第 108 号を除くほかの案件について採決をいたします。

まず、議案第 97 号「阿蘇市体育館等条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 97 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 97 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 98 号「阿蘇市文化財保護条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 98 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 98 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 101 号「平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 101 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 102 号「平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 102 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 102 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 103 号「平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 103 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 103 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 106 号「平成 28 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 106 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 106 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 95 号 阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について
- ② 議案第 96 号 阿蘇市ユースホステル条例の廃止について
- ③ 議案第 99 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第 100 号 平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 105 号 平成 28 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について
- ⑥ 議案第 107 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑦ 陳情第 1 号 農地等災害復旧に対する自己負担軽減等について
- ⑧ 議案第 108 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 続きまして、経済建設常任委員会に付託いたしました、議案第 95 号「阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について」ほか 7 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、高宮正行君。

○**経済建設常任委員長（高宮正行君）** 経済建設常任委員会委員長報告を行います。

今期、第4回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案7件、陳情1件であります。12月8日午前10時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果の主なものにつきましてご報告いたします。

最初に、議案第95号「阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について」であります。

経済部長から、「本案は、阿蘇山公園道路における自転車の通行料金の取り扱いが曖昧であることから、条文に無料と明記し位置付けを明確にするため一部改正を行うものであります。」との説明があり、委員より「改正条項内にある、市長は必要があると認めるときの減額、免除とは、どういう場合に認められるのか。」という質疑があり、観光課長から「例えば、道路が全面開通した際のオープニングイベントやキャンペーン、その他様々な場面で関係車両の通行が必要な場合、減額、免除になるものと考えています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「条例に自転車の無料という言葉の明記は必要なのか。」との質疑があり、部長から「場所によっては、自転車は通行止めという道路もあります、それと同様にしっかりと明記を行うものであります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「現在の火山状況もあるが、今後とも阿蘇登山の誘客活動を強く行うようお願いします。」との意見がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第96号「阿蘇市ユース hostel 条例の廃止について」であります。

観光課長から「本施設は地震により被災し、また、近年、お客様の利用状況も減少していることも勘案し、本条例を廃止するものであります。」との補足説明があり、委員より「廃止後の本施設の取り扱いについては、今後どのように考えているのか。」との質疑があり、観光課審議員から「条例廃止後の跡地利用の方法等については、現課での検討を行い、再度、本委員会において協議をさせていただきます。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第99号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、農業委員会の予算について審査を行いました。

農業委員会事務局長から、補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、観光課の予算について審査を行いました。

委員より「古閑の滝観光道路の現状復旧工事の内容についてお聞きしたい。」との質疑があり、観光企画係長から「現地へのアクセス道路の一つで、お借りしていた所有者の方から、土地の返還の申し入れがあり、その一部を現状復旧し返還するものであります。今後の通行に関して支障はありません。」との答弁がありました。

次に、農政課の予算について審査を行いました。

委員より「震災復旧緊急対策経営体育成支援事業について、現在までの補助申請の査定状

況をお聞きしたい。」との質疑があり、農政課長から「本事業については、現在もなお精査を続けているところですが、内容が専門的な部分もあり、交付額を決定するのにもう少し時間を要するものと考えています。」との答弁がありました。

別の委員から「報道された補助交付額 43 億円について、今後の査定状況により金額は変わるのか。」との質疑があり、課長から「査定に関しては、新たに市の基準も定め、これに沿ったヒアリングを行っています。今後、若干の金額の減少が予想されますが、本当に被災された方々への支援がもれることのないよう、しっかりと査定を行ってまいります。」との答弁がありました。

次に、建設課の予算について審査を行いました。

委員より「阿蘇医療センターの取り付け道路に関して、年度内に完了するような話であったが、その状況はどうなっているのか。」との質疑があり、土木部長から「本事業に関しましては、当時、関係者の方々との協議を重ねて事業を行ってまいりましたが、その後に想定外の要望等も発生し時間を要するものとなりました。その一つ一つを丁寧に解決して進めてまいりましたが、もう少し時間を要します。これからも関係者と協力して確実に業務を進めてまいります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「道路維持費について、現在、計上されている予算での維持管理はどのように進めるのか。」との質疑があり、建設課長から「災害復旧事業と併せて、道路補修用材料を使用した補修等を行ってまいります。」との答弁がありました。

次に、住環境課の予算について審査を行いました。

委員より「合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、県の補助金はいつまでなのか。もし、補助が廃止となった場合、市はどのような対応を考えているのか。」という質疑があり、住環境課長から「新設の補助金廃止については、県からの正式な通知はまだありません。県の担当によると、来年度も当初予算として要求しますが、確実に計上されるか不明であるとのことであり、今後の状況を待って、市としての対応を検討してまいります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「降灰運搬処分についての内容をお聞きしたい。」との質疑があり、課長から「降灰は、坂梨地区の採石場跡地へ運搬しており、12月6日現在で385tの処分を行いました。」との答弁があり、別の委員より「処分に関して環境上の問題等発生しないか。」との質疑があり、課長から、「火山灰自体、産業廃棄物ではありません。流出等も心配されないよう業者に協力いただき、適宜整地等を行っております。また、現地は、十分な許容量がありますので、問題はないと考えています。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 100 号「平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「狩尾 1 区の被災地の復旧工事の状況をお聞きしたい。」との質疑があり、住環境課長から「本来であるならば、道路復旧と埋設物の復旧は同時にやるのが理想的であります。道路査定の状況もあって、下水管の埋設を行い、その後に道路の復旧にかかるという

手順になっています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「現在、整備されている通称 8m道路の工事と重なることで、迂回する際、多くの方々が苦慮されるのでは。」との質疑があり、課長から「その辺りは調整し、できるだけ通行に支障を来すことがないように、しっかりと計画してまいります。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 105 号「平成 28 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」であります。

水道課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 107 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」であります。

農政課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第 1 号「農地等災害復旧に対する自己負担軽減等について」であります。

議会事務局長から「陳情の提出者は、阿蘇、一の宮土地改良区の両理事長の連名で提出され、内容は、今回の災害復旧に関する農家や土地改良区の自己負担額について、平成 24 年の水害時と同様に負担額を求めないよう強く要望しますという内容です。」との補足説明があり、また、農政課長から「先に 6 月 3 日付けで、市に対して同様の陳情があり、土地改良区に対して、排水路や農道等、公共性の高いものについては市での復旧としますが、災害復旧の原則として、農家が所有される農地等は個人の財産ということもあって、どうしても自己負担が発生します。しかしながら、少しでも農家負担の軽減を図るべく、市のリース事業や、多面的機能支払交付金等を活用していただき、また、国・県に対しても、引き続き、更なる農家負担の軽減となりますよう要望してまいりますと回答しました。」との説明がありました。

委員から「説明のあったリース事業は活用された農家の数は、どのくらいの件数であったのか。また、現在、熊本県が検討している復興基金についての状況等お聞きしたい。」という質疑があり、課長から「12 月 1 日現在で 103 件の申請があり、およそ 830 万円の事業費になります。県の復興基金については、市に対して詳細は伺っていませんが、内容がわかり次第、本事業も同様に活用してまいります。」との答弁がありました。

また、別の委員から「土地改良区が把握する農家の方々の負担額は幾らなのか。」との質疑があり、農村整備係長から「土地改良区から、農家の方々の負担額等提示されていません。」との答弁がありました。

以上のような審議を経て討論を行いました。

委員より「農家の方々や、土地改良区の願意は十分理解できるが、今回の農地被害は、平成 24 年の水害の状況とは大きく異なるものであり、また、今後の市の復旧費用等踏まえると、願意を実現することは厳しいと思われることから趣旨採択が望ましい。」と意見があり、また、別の委員より「農家の方々の負担軽減を、市も何らかの措置をとっていただくよう、議会として採択し要望書等を提出することが望ましいと思われる。」との意見がありました。

意見が分かれたので、挙手による採決を行った結果、採択、趣旨採択、同数となりま

したので、委員長採決により、陳情第1号は趣旨採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第108号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

農政課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、経済建設常任委員会の報告が終わりました。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、市原正君。

○7番（市原 正君） 7番の市原です。経済建設常任委員長にお尋ねをいたしますが、土地改良区からの陳情について、趣旨採択という決定をしたということですが、やはりこれは平成24年の水害のことを考えると前例があるということで採択をすべきではないかと私は考えておりましたが、趣旨採択に至った経緯が今ここに書かれておりますが、少し詳しく説明を求めたいと思います。

それからもう1点、これは先ほど議会議務局長が担当所管ということで谷崎議員のときに答弁をされましたので、私は建設課のほうに答弁を求めたいのですが、医療センターの取り付け道路に関して年内に完了しないのかどうかですね。そのあたりの説明を求めたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 最初の趣旨説明につきましては、経済建設常任委員長から答弁を求めます。2問目に対しましては、委員長報告は執行部に答弁を求めたいということになっておりますので、ご遠慮いただきたいと思います。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（高宮正行君） お答えさせていただきます。

趣旨採択に至った経緯といいますか、これについてご説明を申し上げたいと思いますが、今委員長報告の中でも申しましたように、委員の中から、当然地震の災害と水害の被害については違うという話で、趣旨採択でどうかということですが、この内容をお話ししますと、やはり水害のときには多方面からの砂と砂礫、材木等が田んぼに流れ込んだ、そういうことがありまして、所有者を特定することもできないような状況もあったということで、市のほうは負担なしということで災害対策を行ってきた。それから、地震の被害に対しましては、当然そういう現状はなくて、とにかく個人の財産であるということは国の災害対策の基本であります個人負担があると、9割補助で最大、場合によっては積み上げがあって92%から5%ぐらいの補助金の積み上げ、そしてその残りについては自己負担という形が決められているわけですね。それを徹底をしていただくということで、確かに水害の当初のように地震対策のほうも負担してくれというご意見ですけれども、それについては請願を出された趣旨についてはわかると。しかし、今の市の財政状況、ましてこれは6月に市のほうに請願書が出されております。そのときに、やはり市のほうからも返答として出されてお

ますので、委員会として採択というふうにもっていくためには、やはり採択という意味については実現可能なものを採択していくということが大前提となります。請願書の場合の採択については、やはり実現不可能なものを採択というふうに持っていくわけにはいかないわけです。やはり財政状況、そして個人の財産というものについての自己負担ということは決まっておりますことですから、今の状況を考えた場合、趣旨採択が一番妥当だろうということで判断をいたしました次第です。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより議案第 99 号及び議案第 108 号、平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算についてを除き討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 99 号及び議案第 108 号を除くほかの案件について採決をいたします。

まず、議案第 95 号、阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 95 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 95 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 96 号、阿蘇市ユース hostel 条例の廃止について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 96 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 96 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 100 号、平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 100 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 100 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 105 号、平成 28 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 105 号は委員長の報告のとおり決定

することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 105 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 107 号、旧慣による公有財産の使用権の一部変更について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 107 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 107 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第 1 号、農地等災害復旧に対する自己負担軽減等について採決を行います。

この採決は、起立によって行います。この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。この陳情第 1 号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立少数です。

次に、陳情第 1 号、趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

従って、陳情第 1 号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

以上で、議案第 99 号及び議案第 108 号の平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算についてを除く案件について、討論・採決が終わりました。

これより、議案第 99 号及び議案第 108 号について討論を行います。討論ありませんか。

3 番、岩下礼治君。

○3 番（岩下礼治君） 3 番、岩下礼治です。反対討論を行います。

市道病院線については、平成 26 年度が当初予算であり、平成 27 年度は明許繰越、それから平成 28 年度事業繰越予算だと思いますが、事業繰越予算は年度末まで存在するものと思っております。事業が完了しなければ断念する、または平成 29 年度に再度検討し、事業を継続するか否かを議会に報告し、出直すのが常道であると思っております。財政法上の繰り越し事務と予算計上は安易であり、この補正予算には反対いたします。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ただ今反対討論がありましたので、この採決は起立により行います。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

従って、議案第 99 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第108号、平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について採決を行います。本案に対する文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第108号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 発委第3号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

○議長（藏原博敏君） 日程第2、発委第3号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書」を議題といたします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長、湯浅正司君。

○総務常任委員長（湯浅正司君） それでは、発委第3号、提出者の提案理由の説明を行います。

提案理由としましては、現在の地方議会議員は、議会活動のほか、地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っております。一方で、統一地方選挙の結果を見ると投票率が低下傾向にあるとともに、無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっております。このため、地域住民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう国に求める必要があります。

議員各位におかれましては、本趣旨にご賛同いただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藏原博敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 突然の意見書でありまして、私も内容についてはちょっとわからないところがあるんですが、これは他の市町村共同で出していくやつですか。それとも、阿蘇市独自で出していくやつでしょうか。お尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 簡単にお答えします。これは、全協で説明をしましたがけれども、全国の議長会のほうで統一して国のほうに提案する要望書になっております。

ほかに質疑ありませんか。

2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原祐一です。

私は年間に関して、今意見書を上げる内容、これが非常に違うと思うんです。現在、年金法のカット法案、国会の中で強行採決をされようとしています。それに対して、私たちは抗議をしていくべきだと思います。そういう意味で、この意見書については反対をします。

○議長（藏原博敏君） ただ今一部の議員から反対討論がありましたので、この採決は起立

によって行います。

それでは、ただ今から本案に対する採決を行います。本案に対する賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

従って、発委第3号は、可決されました。

以上を持ちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を散会いたします。お疲れでございました。

午前11時14分 散会